

最低制限価格取扱要領

山形県社会福祉事業団

(趣旨)

第1条 この要領は、最低制限価格を設けて競争入札の落札者を決定することについて、その取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 工事関連業務委託 建設工事に係る調査、測量、設計及び監理等並びにこれに準ずるものの委託をいう。
- (3) 最低制限価格 競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるとき、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができるとした場合の最低制限価格をいう。

(対象)

第3条 この要領は、その設計金額が130万円を超える建設工事の請負及び工事関連業務委託に係る競争入札に適用する。ただし、最低制限価格を設定することが不相当であると認められる場合は、この限りでない。

(最低制限価格)

第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲内において算出する。

- (1) 建設工事の請負 予定価格(税抜)に100分の80を乗じて得た額から予定価格(税抜)に100分の90を乗じて得た額まで
- (2) 工事関連業務委託 予定価格(税抜)に100分の60を乗じて得た額から予定価格(税抜)に100分の80を乗じて得た額まで

2 最低制限価格は、千円を単位として定める。

3 契約担当者は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載するものとする。

(落札者の決定等)

第5条 入札執行者は、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札を行った者を落札者とししないものとする。この場合において、入札執行者は、その者に対して、その旨を告げるものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者があるときは、入札執行者は、これらの者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

3 入札執行者は、第1項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、入札に参加した者に対して、落札者がいない旨を告げ、当該入札を終了するものとする。

(最低制限価格の設定の周知)

第6条 最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年7月6日から施行する。